

息栖船だまり周辺広場 ネーミングライツパートナー募集要領

1 趣旨

この要領は、本市が選定した施設におけるネーミングライツパートナーの募集を行うにあたり、神栖市ネーミングライツ事業実施要項（以下「要項」という。）第9条の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

2 対象施設（詳細については、別表1参照）

名称 息栖船だまり周辺広場

所在地 神栖市息栖3079番898、3079番900

設備等 ウッドデッキ、インターロッキング、植栽（サクラ、センダン）、ベンチ等

3 権利の内容

対象施設の名称に愛称を付与し、施設の名称として使用します。市民に親しまれ、かつ施設のイメージアップに繋がる名称（愛称）を付与するため、命名権料等を含め、神栖市ネーミングライツ事業優先候補者選定審査会において審査を行います。

利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称の変更はできません。また、必要に応じて愛称と名称の併記や、名称を単独で使用する等の対応をすることがあります。

4 希望契約期間

原則として3年以上とし、契約期間の開始日から起算して5年以内の年度末日を満了日とします。

5 命名権料

(1) 最低希望価格

300,000円（税抜き／年額）

最低希望価格を参考として提案してください。なお、最低希望価格を下回る提案であっても、応募を妨げるものではありません。

(2) 命名権料の支払い

決定した命名権料は、市が発行する納入通知書により原則として年度ごとに一括でお支払いいただきます。なお、契約期間が年度の途中からとなる場合は、月割により按分計算した金額をお支払いいただきます。

6 募集方法

(1) 応募資格

法人又は法人以外の団体とし、要項第4条の規定に該当する場合は応募できません。

(2) 応募方法

次の応募先まで必要書類を郵送（書留郵便等、配送状況の追跡が出来る方法により、募集期間最終日の午後5時必着）又は持参により申込みください。

<応募先>

〒314-0192 神栖市溝口 4991-5

神栖市役所 産業経済部 観光振興課（分庁舎 1階）

<必要書類>正副各1部

- ① 神栖市ネーミングライツ事業応募申請書（様式第1号）
- ② 神栖市ネーミングライツ提案資格に関する誓約書（様式第2号）
- ③ 事業者の概要を記載した書類（会社案内・パンフレット等）
- ④ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ⑤ 事業者の登記事項証明書（発行3か月以内のもの）
- ⑥ 最新の事業計画書等
（記載内容例）
 - a 事業に関する概要・実績・収支状況・計画等
 - b 社会貢献（地域貢献等の理念・活動実績・今後の計画等）
- ⑦ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- ⑧ 納税義務のある国、県、市税について未納がないことの証明書（最新1年分）

(3) 留意事項

- ① 応募に係る必要な経費は、全額応募者の負担とします。
- ② 必要に応じ、追加資料の提出が必要な場合があります。
- ③ 提出書類等は返却いたしません。
- ④ 提出書類等は、関係機関に意見を聞く目的で使用することがあります。

7 募集期間

令和8年5月25日（月）から令和8年7月31日（金）まで

ただし、持参の場合は、神栖市の休日を定める条例（平成元年条例第30号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時までを受付時間とします。

8 質疑について

質問受付期間 令和8年6月22日（月）から令和8年7月3日（金）まで

回答 令和8年7月13日（月）

本募集要領に関する質問は所定の様式により、電子メールにて受け付けるものとし、電

話または口頭による質問は受け付けません。なお、回答は市ホームページにて掲載します。
<質問受付アドレス kanko@city.kamisu.ibaraki.jp>

9 選定の方法（契約までの流れ）

締切後、神栖市ネーミングライツ事業優先候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会において、応募企業等から提案された名称、契約金額、契約期間、企業等の社会貢献実績のほか、物品や役務の提供といった付帯提案を総合的に判断し、優先候補者を選定します。

応募者が1者のみの場合も、審査会においてパートナーとして相応しいかどうか審査します。ただし、審査の結果、応募資格を満たさない等の理由で、優先候補者を選定しない場合があります。

優先交渉権者決定後、協議を経て、令和8年9月中旬頃からの契約開始を予定しています。ただし、当施設は現在施工中（令和8年6月末完成予定）であるため、工事の進捗状況により、契約開始時期が変更となる場合があります。

※ 優先候補者…審査会において、パートナーとして適格かつ、他の応募者より市にとって有益な契約条件を提案したとして選定された者。

10 名称変更に伴う費用の負担

(1) ネーミングライツパートナーの費用負担

名称変更に伴う敷地内外の看板表示の新設や変更・維持管理費用、契約期間終了後の原状回復費用はネーミングライツパートナーの費用負担（命名権料とは別途負担）となります。また、施工については、施設所管課や関係部署との協議となります。

(2) 市の費用負担

原則として、市が新たに発行する広報やパンフレット、市が管理するホームページ等の名称変更費用は市の費用負担となります。

なお、パンフレット等の発行時期等により、直ちにすべての媒体に反映できない場合があります。

11 失格事項

提出書類に虚偽の記載があった場合や応募に際して不正行為があった場合は、選定の対象から除外又は失格するものとします。

別表 1

施設名	息栖船だまり周辺広場
所在地	神栖市息栖 3079 番 898、3079 番 900
施設概要	竣工日：令和 8 年 6 月末完成予定 面積：1,855m ² 構造物：ウッドデッキ、インターロッキング 植栽（サクラ、センダン）、ベンチ等 ＜参考＞ 息栖神社周辺整備基本計画のひとつとして整備を行っている施設であり、息栖神社や息栖にぎわいテラスに隣接しています。
周辺施設	【息栖神社】 2000 年以上の歴史をもち、鹿島神宮・香取神宮とともに東国三社のひとつとして数えられた由緒ある神社です。近年は東国三社詣やパワースポット巡りで参拝者が増加しています。 ＜来訪者数＞ 約 28 万人（令和 7 年度） 【息栖にぎわいテラス】 令和 7 年 10 月に息栖神社の参道沿いに開館した地域振興を目的とした施設です。地元野菜や特産品の販売、神栖の歴史展示、ご当地グルメを味わえる飲食店などを備え、市や周辺地域の文化や観光等の魅力を発信するとともに、神社参拝後の休憩スポットとしても親しまれています。 ＜利用者数＞ 約 10 万人（令和 7 年 10 月～令和 8 年 4 月末時点（7 ヶ月間）のレジ通過者数）

<p>施設周辺のイベント 開催状況等</p>	<p>【息栖船だまり周辺広場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・息栖神社 大祓（夏越の祓）（6月30日） <p>【息栖神社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月1日 元旦祭 ・2月 節分祭 ・6月30日 大祓（夏越の祓） ・12月31日 大祓（年越の祓）
<p>愛称の掲示場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・息栖にぎわいテラス内の情報発信スペースでの掲示。 ・息栖の森駐車場内の周辺案内看板への表示（令和8年度設置予定）。 <p>※ネーミングライツパートナーにより看板等の新設を希望する場合は、別途協議となります。</p>
<p>命名の条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・付与名称に必ず「息栖」の表記を入れること。 ・付与名称に施設の特徴を連想できる表記を入れること。 ・漢字、ひらがな、カタカナ等は問わない。
<p>付帯提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設で活用可能な物品等の提供や施設の清掃、除草、保守点検の実施等を対価とする提案、施設の魅力向上や地域活性化に関する提案等の付帯提案について、受け付けます。
<p>施設整備に関する留意事項</p>	<p>本施設は令和8年6月末の完成を予定しています。募集にあたっては、あらかじめ次の事項をご承知おきください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設概要、竣工時期等は現時点の計画であり、施工上その他の理由により変更とな

	<p>る場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none">・ネーミングライツ契約の締結及び愛称の使用開始は、施設の工事完了（引渡しが完了）した後となります。・天災地変その他やむを得ない事由により竣工時期が延期となった場合は、契約開始時期もこれに伴い変更となります。・諸般の事情により施設整備が中止となった場合は、本募集を中止し、選定又は交渉を打ち切る場合があります。・上記各留意事項に伴い応募者又は優先交渉権者に損害等が生じた場合であっても、市は一切の責任を負わず、応募等に要した費用についても補償いたしません。
--	---

【施設外観】 ※令和8年5月時点

